第2回精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会	
平成31年2月25日	参考資料 1

## 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会ワーキンググループ 開催要綱

## 1. 趣旨

精神保健福祉士を取り巻く状況として、前回の精神保健福祉士に係るカリキュラム 改正(平成24年4月1日施行)以降、平成25年の精神保健福祉法の改正による退院 後生活環境相談員の創設、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進、 精神障害者の雇用の義務化、アルコール健康障害対策基本法(平成26年6月)及び ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年10月)の施行等による専門人材の育成・ 確保の必要性などにより、精神保健福祉士に対する社会的役割や期待がますます高ま っている状況を踏まえ、平成30年12月より、新しい状況に的確に対応できる人材を 育成することを目的に、「精神保健福祉士の養成等の在り方に関する検討会」(以下「検 討会」という。)を開催し、精神保健福祉士の役割やカリキュラムの見直し等について 検討することとした。

検討会における意見や主な論点等を踏まえて、精神保健福祉士に求められる役割や 養成の在り方等の具体的な見直し内容の検討を行うために、検討会の開催要綱4の4) に基づき、「精神保健福祉士の養成等の在り方に関する検討会ワーキンググループ」 (以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

## 2. 検討事項

- 1)精神保健福祉士に求められる役割
- 2) 精神保健福祉士の養成の在り方
- 3) 実習・演習及び教員等の在り方
- 4) 基礎教育と卒後教育の役割及び継続教育の在り方
- 5) その他

## 3. その他

- 1) 本ワーキンググループは社会・援護局障害保健福祉部長が別紙の構成員の参集 を求めて開催する。
- 2) 本ワーキンググループには、構成員の互選により座長をおき、ワーキンググル ープを統括する。
- 3) 本ワーキンググループには、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を 依頼することができるものとする。
- 4) 本ワーキンググループは、原則として議事を非公開とする。
- 5) 本ワーキンググループの庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健 課が行う。
- 6) この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、 座長が社会・援護局障害保健福祉部長と協議の上、定める。
- 7) ワーキンググループで得られた成果は、「精神保健福祉士の養成等の在り方に関 する検討会」に報告する。

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会ワーキンググループ構成員名簿

伊東 秀幸 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟副会長

岩本 操 武蔵野大学人間科学部人間科学科教授

勝又 陽太郎 新潟県立大学人間生活学部子ども学科准教授

吉川 隆博 一般社団法人日本精神科看護協会副会長

木下 康仁 聖路加国際大学(看護社会学)特任教授

倉知 延章 九州産業大学人間科学部臨床心理学科教授

柑本 美和 東海大学法学部教授

後藤 時子 公益社団法人日本精神科病院協会理事

栄 セツコ 桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授

田村 綾子 聖学院大学心理福祉学部心理福祉学科学科長

中川 敦夫 慶応義塾大学病院臨床推進センター特任講師

山本 由紀 上智社会福祉専門学校教員